



経営革新デジタル活用支援事業補助金 (第6回)



公募期間

令和5年6月1日(木)～6月30日(金)

対象者

- ①県内に登記簿上の本店及び主たる事務所を有する者（個人事業主においては、県内に住民票上の住所地及び主たる事務所を有する者）であること
- ②組合の場合は、事業及び経費の分担が明確であり、構成員への成果普及体制が整っていること
- ③令和5年4月3日～6月30日に埼玉県から経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けた者、または経営革新計画の承認を申請中で上記期間に承認を受ける見込みの者で、その計画に基づき、デジタル技術を活用した新サービス・新製品の開発、効率化による生産性向上、販売促進等を行う者であること
- ④新型コロナウイルス感染症又は原油価格・物価高騰等の影響により、売上高が10%以上減少又は付加価値額が15%以上減少していること
※売上高又は付加価値額の減少を比較する上で基準とする時期等の詳細な要件については、県ホームページに掲載する公募要領等を御確認ください
- ⑤補助金申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること

補助対象 経費

建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、その他経営革新計画事業において必要と認める経費
※補助金交付申請前に支払が完了しているものは対象外です。

補助事業 期間

補助金交付決定日～令和5年12月28日(木)

※ただし、事前着手等（契約・発注等）が必要であると認められる場合は経営革新計画の承認（変更承認を含む）日まで遡及して補助対象にできます。

補助率 上限額

- ①補助率：補助対象経費の2分の1
- ②補助額：上限150万円（ただし、補助対象事業費は100万円以上とする）

必要書類

埼玉県の「事業再構築等に取り組む中小企業等への支援について」のサイトから当補助金のページに移動し、ダウンロードしてください。

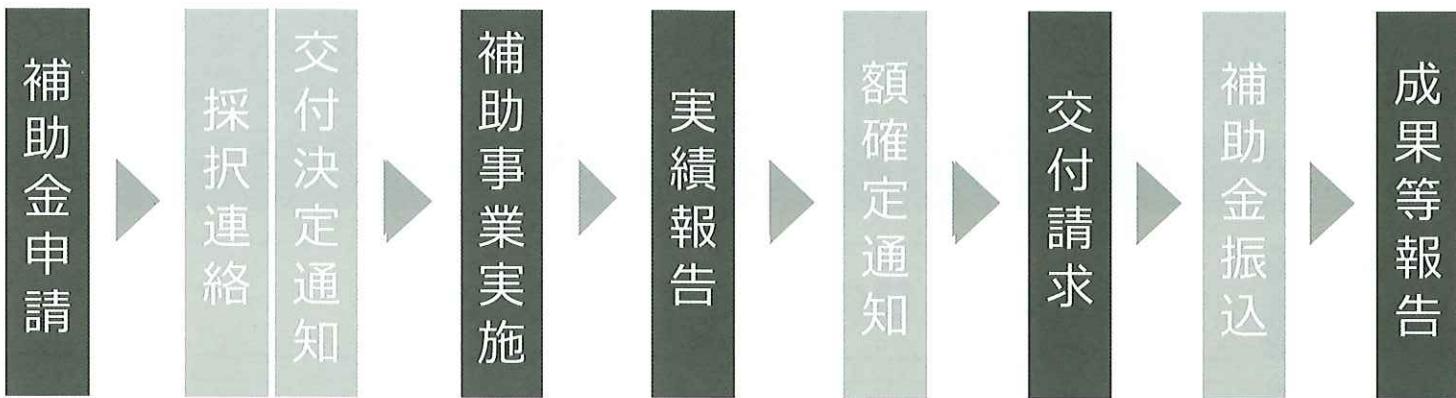
埼玉県 事業再構築



問合せ先

最寄りの商工会議所・商工会へお問い合わせください。

申請後の流れ



※実績報告は、補助事業完了後30日以内または令和5年12月28日のいずれか早い日までにお願いします。

よくある御質問

- Q 経営革新計画の承認を申請中の場合は、補助対象となりますか。
A 公募締切日までに承認申請をしている場合は補助対象となります。承認機関（県産業労働部産業支援課または県地域振興センター）による公募締切日までの收受印が押印された経営革新計画に係る承認（変更承認）申請書・事業計画書の写し（両面）を提出してください。なお、令和5年6月30日までに経営革新計画の承認を受けられなかった場合は、補助金の申請を取り下げていただきます。
- Q 売上高減少要件（又は付加価値額減少要件）で比較する3か月は連続している必要がありますか。
A 連続していない3か月でも構いません。また比較する前後の3か月は同じ月でなくても構いません。
- Q 本補助金と国や県の他の補助金の両方を利用することはできますか。
A 補助を受けようとする対象経費について、他の補助金との重複利用は認められません。
- Q ホームページの改修費用や会計ソフト購入費は補助対象経費になりますか。
A デジタル技術を活用し、新サービス・新製品の開発、効率化による生産性向上、販売促進等を行うことを事業の目的としていれば、補助対象経費となり得ます。なお審査にて、補助対象経費が生産性向上や販売促進等につながるなど効果的なデジタル技術の活用に貢献するものは配点が高くなります。

【参考】これまでの採択事例

業種	補助事業の概要	補助対象経費
建設業	ドローンを使った、建築物の点検業務に参入する	大型ドローン 高機能レーザーカメラ
看板業	病院の待合室にデジタルサイネージを設置し、病院が伝えたいこと、企業広告、行政情報などを発信する	デジタルサイネージ デジタルサイネージ用ソフトウェア
不動産仲介業	不動産仲介をオンラインで実施できるよう、必要な機器を導入する	不動産仲介業務用システム 同業務用パソコン 業務対応スペース設置工事
自動車整備業	電子制御装置整備を内製化するため、エーミング機を導入する	エーミング機
製造業	オリジナルのルアーを作るキットを開発し、釣り好きへ販売できるよう直販サイトを構築する	販売サイト(ECサイト)構築
製造業	特殊レンズの製造を内製化するため、CADソフトウェアおよび搭載用パソコンを導入する	CADソフトウェア 搭載用パソコン

デジタル技術を活用した新サービスや新製品の開発等に係るものであれば、業種や分野を問いません！



公募要領等をよく御確認の上、申請をお願いします。

